

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年 6月 23日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都中央区京橋二丁目16-1 氏 名 清水建設株式会社 代表取締役社長 新村 達也 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3561-1111</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	清水建設株式会社 東京支店及び常盤橋プロジェクト
事業場の所在地	東京支店及び常盤橋プロジェクトが管轄する東京都内の工事（八王子市内を除く）
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 1兆4,042億円 (清水建設全体売上高2025年3月期 東京都売上高を含む)
③従業員数	11,163人 (清水建設全体従業員 2025年3月31日現在 東京都外勤務者を含む)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>[工事現場内での処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別解体により廃棄物を分別する ・廃石綿等、解体前に事前調査及び届出を適切に行い、分別・解体を実施する <p>[工事現場外での処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストに対応した業者のみに委託している

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) (別紙1による)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	1.38 t	6.56 t
	(これまでに実施した取組) ・発生物に対して適正処理を実施している		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	2.00 t	10.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・発生した排出物の中間処理工場での再資源化を推進する ・発生物に対して適正処理を推進する		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・事前調査を行い、適正分別・処理を行うよう、従業員・協力会社に指導している		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記取組に加え、更なる廃棄物適正分別・処理の実施を協力会社と共に継続して行う		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
排出量	1.17 t	622.20 t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
排出量	10.00 t	700.00 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 実績無し		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】 計画無し		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 実績無し		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) ・特に無し			
②計画	【目標】 計画無し		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・特に無し			

(第3面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】 実績無し				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】 計画無し				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】 実績無し				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】 計画無し				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 実績無し		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・特に無し		
②計画	【目標】 計画無し		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特に無し		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	1.38 t	6.56 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.45 t	6.56 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	6.56 t
（これまでに実施した取組） ・処理委託前に施設確認を行い、適正処理をしている処理会社に委託している ・継続的に処理を委託している処理会社には定期的に施設確認を行っている ・処理委託については書面により契約を行っている ・電子マニフェストに対応した業者にのみ委託をしている			

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】 実績無し				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】 計画無し				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
全処理委託量	1.17 t	622.20 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	1.13 t	101.10 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.89 t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	2.00 t	10.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.00 t	10.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	7.00 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状行っている取組に加え、適正処理及び再生利用の見込まれる処理会社から選定し、委託する 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	631.31 t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正処理を行っており、かつ電子マニフェストに対応した業者にのみ委託している 			
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等		
全処理委託量	10.00 t	700.00 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	10.00 t	110.00 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.00 t	- t	- t	- t

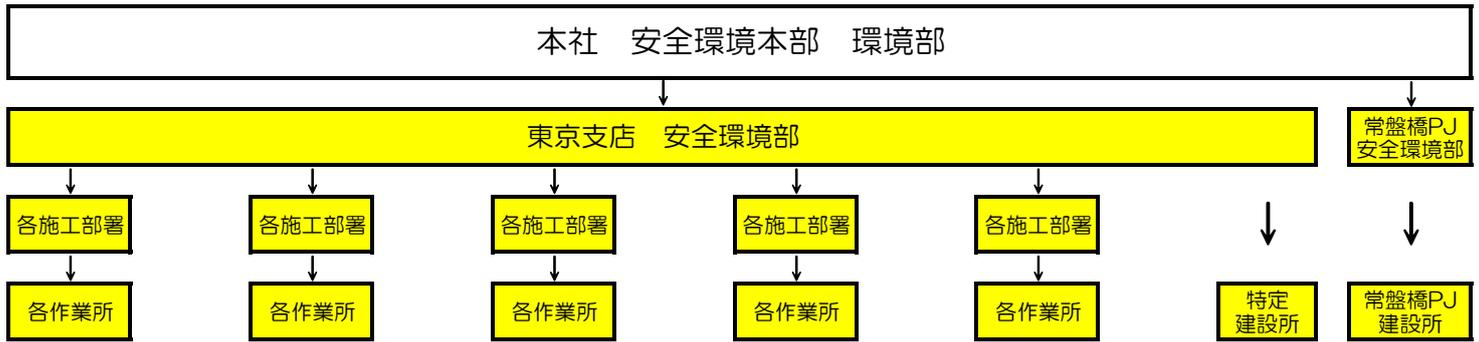
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

(管理体系図)

(別紙1)



統括責任者	所属：東京支店 安全環境部長 / 常盤橋プロジェクト安全環境部長	
廃棄物担当	東京支店 安全環境部 環境グループ 組織人数7人 / 常盤橋プロジェクト 組織人数3人	
役割	東京支店 安全環境部 常盤橋PJ 安全環境部	建設副産物適正処理に関する年度計画の策定と推進に関する事項 建設副産物適正処理に関する管理状況（取引業者）の把握と支援・指導 建設副産物適正処理に関する取引業者及び処理業者の指導に関する事項 建設副産物適正処理に関する問題発生時の支援・対応 建設副産物の委託契約業務、適正処理の推進 官公庁・諸団体・関連業界との折衝、動向把握・分析に関する事項
	作業所 ・ 特定建設所 ・ 常盤橋PJ 建設所	社員、関連会社に対する教育、啓発 産業廃棄物マニフェスト管理 その他廃棄物処理に関する各種事項の決定